

環境物品の調達に関する当面の措置について（案）

1. 第4回検討会以降の措置について

（1）第4回検討会における結果

第4回検討会においては、「当面の緊急対策」として、何らかの環境価値の補填の担保措置を講じつつ、当面の調達を行うことが議論されたが、この点については、さらに本日の第5回検討会において検討を実施することとされたところである。

しかし、日々の業務の遂行に当たって、当面の調達・納入が必要となる切迫した状況があることから、緊急避難的な措置として、「差し当たり（第5回検討会までの間）、自主的に環境保全のための取組を講じたいとする事業者からの納入は、可とする」こととされた。

（2）差し当たりの措置について

上記（1）の検討会における検討結果を受け、本日第5回検討会までの対応方針として、「グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）」（平成20年1月30日）に示したとおりの措置を講ずるよう各府省庁等の調達担当者に要請したところである（次頁参照）。

翌1月31日に製紙メーカー5社¹及び日本製紙連合会より「古紙パルプ配合率未達の問題に対するお詫び（声明）」が出され、その中で、各社が独自に行う社会貢献活動に加え、環境保全のための目に見える追加貢献として10億円程度を拠出する旨表明された。

このため、差し当たりの調達において、製紙メーカーから納入事業者に意思表示が繋がっている場合は、当該拠出金をもって環境保全上の代替措置（オフセット）に相当するものとした。なお、後ほど調達者は事業者より詳細な報告を受けることとする。また、この期間の納入量及び環境保全上の代替措置については、後日環境省への報告を求めることとする。

¹ 王子製紙株式会社、日本製紙株式会社、大王製紙株式会社、三菱製紙株式会社及び北越製紙株式会社であり、当該5社の再生紙生産量の割合（第4回検討会（1月29日）報告資料より）はコピー用紙84.6%、塗工印刷用紙83.9%、微塗工印刷用紙91.2%、非塗工印刷用紙60.2%

グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）【抜粋】

2. 差し当たり（次回2月に予定する第5回特定調達品目検討会までの間）の対応についてのお願い

上記1.（第4回検討会の結果）を受けて、環境省として、差し当たり、次回2月に予定する第5回特定調達品目検討会までの間については、次の対応方針であれば、その趣旨を満たすものと考えておりますので、対応方をお願いいたします。

（1）納入済み製品については、返品・回収は要しない。

（2）既存契約に基づいて今後納入を受ける製品については、次回検討会までの間では、次のような措置が講じられていれば、納入を受けることを可とする。

- ① 事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出た場合（いわゆるオフセットなど）。
- ② 事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出た場合。
- ③ なお、上記①及び②の措置については、緊急避難的な措置として、現実可能な措置を講じようとするものであるので、（i）類似する他の措置を工夫することを受け入れる、（ii）事業者の宣言があれば、実施は納入後でもよい、（iii）詳細は後日報告することで足りる等の対応をお願いします。

2. 平成20年度第一四半期までの措置について

（1）基本的な考え方

今般の表示の乖離が発覚後に、平成20年度第一四半期までの間、製品供給が滞り、既契約であるにもかかわらず、グリーン購入法の基本方針に定める判断の基準の古紙パルプ配合率を満たさない製品を受領せざるを得ないことにより生ずる代償措置を求める必要がある。

（2）今年度内及び平成20年度第一四半期における措置について

① 既に製造済みの製品の納入について

既に製造済みの表示に乖離のある製品を早期に市場から取り除き、適切な表示の製品に転換していく必要があることから、当該期間についても、上記1.

(2)の差し当たりの措置と同様の事情である既に製造済みの製品の納入に関しては、当該措置（拠出金をもって環境保全上の代替措置（オフセット）相当とする）を実施し、納入事業者の事後の報告に基づき、納入製品とオフセット量の管理をすることで、納入を受け入れることとしたい。オフセットについては、最終的に今般の問題をまねいた製紙メーカーが負うこととなるが、契約対象者である納入事業者において、製紙メーカーに対し、拠出金の活用等の必要な措置を求めることとする。

なお、オフセットの過不足については、算定上の前提によって変わり得るが、事後の報告等によって大きな問題がある場合は、製紙メーカーに対して新たな対応を求めることとする。

② 平成 20 年度第一四半期までに新規契約を要するものについて

平成 20 年度第一四半期までに新規契約を要するものであって、グリーン購入法の基本方針に定める判断の基準の古紙パルプ配合率を満たす製品及び表示に乖離のあるオフセット宣言された製品が存在しないことが明らかになった場合には、可能な限り古紙パルプ配合率の高い製品や森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品を調達することとしたい。

ただし、この場合においては、製紙メーカーに対して、環境保全上の代替措置として追加の措置を求めることとする。

③ 国等の調達実績の集計方法について

平成 19 年度及び平成 20 年度第一四半期までの間においては、判断の基準を満足する製品を調達できない場合にあっては、判断の基準を満足することを仕様に明記して調達した場合、または上記①及び②に示した条件を満足する製品については、準特定調達物品（特定調達物品に準ずる物品）として扱うこととし、その影響等を環境省において集計・分析を実施する（裏面参照）。

平成19年度特定調達品目調達実績取りまとめ表(2 or 3月)

月別集計用

※紙類にかかる特定調達品目実績(準拠品を含む)

<表1> コピー用紙調達量
(特定調達物品)

	調達箱数	単位重量	調達重量	重量計(=表2の①)
A3	箱	kg/箱	0 kg	0 kg
A4	箱	kg/箱	0 kg	
B4	箱	kg/箱	0 kg	
B5	箱	kg/箱	0 kg	
その他	箱	kg/箱	0 kg	

<表2>

分野	品目	① 特定調達物品等の調達量				⑩ 特定調達物品に準拠した物品等の調達量	⑪ ①⑩の合計	判断の基準を満足する物品等を調達できなかった場合							⑨ 備考
		② 判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達量	③ 環境への配慮の内容	④ 材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	⑤ 調達量			⑥ 具体的仕様	⑦ 環境への配慮の内容	⑧ 理由 * 該当欄に○印。適宜具体的内容を記載する。					
									費用の増加	入手できなかった	競争性の確保	機能・性能上の必要性	その他		
紙類 (8)	コピー用紙	0 kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	フォーム用紙	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	ジアソ感光紙	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	印刷用紙(カラー用紙)	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
	トイレットペーパー	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg								
ティッシュペーパー	kg	kg	kg	kg	0 kg	kg									
文具類 (79)	消しゴム	個	個	個	個	0 個	個								
	クラフトテープ	個	個	個	個	0 個	個								
	両面粘着紙テープ	個	個	個	個	0 個	個								
	製本テープ	個	個	個	個	0 個	個								
	レターケース	個	個	個	個	0 個	個								
	ファイル	冊	冊	冊	冊	0 冊	冊								
	バインダー	冊	冊	冊	冊	0 冊	冊								
	ファイリング用品	個	個	個	個	0 個	個								
	アルバム	枚	枚	枚	枚	0 枚	枚								
	つづりひも	枚	枚	枚	枚	0 枚	枚								
	事務用封筒(紙製)	枚	枚	枚	枚	0 枚	枚								
	窓付き封筒(紙製)	枚	枚	枚	枚	0 枚	枚								
	けい紙・起案用紙	個	個	個	個	0 個	個								
	ノート	冊	冊	冊	冊	0 冊	冊								
	タックラベル	個	個	個	個	0 個	個								
	インデックス	個	個	個	個	0 個	個								
パンチラベル	個	個	個	個	0 個	個									
付箋紙	個	個	個	個	0 個	個									

古紙パルプ配合率未達の問題に対するお詫び（声明）

平成20年1月31日

日本製紙連合会会長	鈴木正一郎
王子製紙株式会社代表取締役社長	篠田 和久
日本製紙株式会社代表取締役社長	中村 雅知
大王製紙株式会社代表取締役社長	井川 意高
三菱製紙株式会社代表取締役社長	佐藤 健
北越製紙株式会社代表取締役社長	三輪 正明
日本製紙連合会理事長	梅村 美明

今般の紙製品の古紙パルプ配合率未達問題につきましては、これにより古紙の分別回収に草の根の活動を展開していただいている各地の消費者の方々をはじめ、紙のリサイクルにご尽力をいただいている広範な皆さまの熱意と志を著しく損なうこととなりました。また、日々の消費生活において高い環境意識のもとに古紙パルプ配合であることを信頼して製品をお買い上げいただき、循環型社会への寄与を心掛けてこられた皆さまの期待をも大きく裏切ることとなりました。私どもの製品をご利用いただいているお客さまはもとより、こうした多くの皆さまに多大の混乱とご迷惑をおかけしましたことにつき、改めて深甚なるお詫びを申し上げます。

私どもは、このような事態を招来したことを未来への重い教訓として、改めて、循環型社会を構築することの意義に深く思いを致し、その促進に寄与するとともに、失われた信頼を回復するための方策について早急に行動に移していく決意です。

現在、原因究明と再発防止に向けて各社がそれぞれの立場で全力で取り組むとともに、業界団体においても同様の検討が鋭意進められております。

また、古紙の利用率は製紙業界で目標を定めこれまで増加させてきましたが、今後とも品質を確保しつつ貴重な国内資源でもある古紙をより多く利用すべく引き続き技術開発を進めていく所存であります。

こうした認識に立って、業界を挙げた対応に全力を尽くす所存ですが、私どもは、このような広範な混乱を招いたことへのお詫びの表明として、各社が独自に行う社会貢献活動に加え、環境保全のための目に見える追加貢献をすることとしました。

この貢献の詳細は、今後検討して参りますが、これに要する資金的裏付けとして、配合率について未達があったと表明された他社にも参加を呼びかけ、今後、数年間に亘って総額10億円程度を拠出して参りたいと考えております。

その用途についても、今後検討して参りますが、国内の間伐材利用の推進、紙リサイクル活動の一層の促進などが考えられるのではないかと考えられます。

私どもといたしましては、こうした貢献を第一歩として、国民の皆様の製紙業界に対する信頼を一日も早く回復すべく、あらゆる努力を払っていく所存でございます。

以上